財團法人 協調會福岡出張所

財團法人 協調會福岡出張所

會社側首腦部は從業員の決議書に基き時局柄愼重なる態度を持し十月十日社長並常務取締役等會社最高幹部は工場事務室にて對策を協議したる結果全面的に要求を認むる事となり翌十一日正午從業員代表五名を招致して現場主任より夫の通り條件を發表したる處一同も之を諒として解決するに至つたのである。

十三、解決條件

第一項　承認

第二項　皆勤せしむる（後）

第三項　編入したる場合は一人に付養成金一圓四拾四錢を支給す

第四項　誓約書即日撤廢す

第五項　本件は技術を要す爲研究の上考慮す